

別表 1 - 1 測定地点及び測定機関総括表

測定機関	調査区分	水 質 測 定														底 質 測 定					
	水 域 区 分	河 川														海 域		河 川		海 域	
		淀川	神崎川	寝屋川	大阪市内河川	大和川	泉州諸河川	河川合計													
大阪府	環境基準点	1		10	12	2				9	12	20	30	42	15	15	28	12			
	準基準点		1	2			2			3		10	30	15	57		1	29	3	15	
近畿地方 整備局	環境基準点	9		3						4	5			16			11				
	準基準点		9	3						1				1	17		11				
大阪市	環境基準点			1	2	5	7	12	12					18			5				
	準基準点			1		2								3	21	6	6	5			
堺市	環境基準点									1	2	2		3			2				
	準基準点									1		9	11	10	13	1	1	2			
岸和田市	環境基準点											2		2			2				
	準基準点											2		2			2				
豊中市	環境基準点			1										1							
	準基準点			2	3									2	3						
吹田市	環境基準点																				
	準基準点			3	3									3	3						
高槻市	環境基準点	2												2							
	準基準点		4	1	1									3	5						
枚方市	環境基準点	3												3							
	準基準点		6			1	1							4	7						
茨木市	環境基準点			5										5							
	準基準点				5										5						
八尾市	環境基準点																				
	準基準点					5	5							5	5						
寝屋川市	環境基準点					1								1							
	準基準点					1	2							1	2						
東大阪市	環境基準点					1								1							
	準基準点					3	4							3	4						
合計	環境基準点	15	20	20	29	9	21	12	12	14	19	24	43	94	144	15	22	48	49	12	15
	準基準点	5		9		12				5		19	43	50		7	1	3			

















測定項目		測定項目													測定項目										測定地点
健康項目	環境項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	フエンール類	溶解性マンガン	陰イオン界面活性剤	クロロフィルa	亜硝酸性窒素	アンモニウム性窒素	りん酸性りん	懸濁物質の強熱減量	懸濁物質	塩分	全塩	カドミウム	鉛	水素イオン濃度	含酸素率	硫化物	酸化還元電位	強熱減量	総クロム	ノルマルヘキサノ抽出物質			
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	C-3		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C-3	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C-3	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	C-4		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C-4	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C-4	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	C-5		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C-5	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C-5	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	B-3		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B-3	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B-3	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	B-4		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B-4	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B-4	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	B-5		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B-5	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B-5	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	A-2		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A-2	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A-2	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	A-3		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A-3	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A-3	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	A-6		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A-6	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A-6	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	A-7		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A-7	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A-7	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	A-10		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A-10	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A-10	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	A-11		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A-11	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A-11	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	C-7		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C-7	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C-7	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	C-8		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C-8	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C-8	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	C-9		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C-9	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C-9	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	O-1		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	O-1	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	O-1	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	O-2		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	O-2	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	O-2	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	O-3		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	O-3	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	O-3	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	O-4		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	O-4	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	O-4	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	O-5		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	O-5	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	O-5	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	O-6		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	O-6	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	O-6	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	S-1		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	S-1	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	S-1	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	O-7		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	O-7	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	O-7	

示す。

別表 1-3

## 測定方法、環境基準値等一覧表

(水質)

区分	測定項目	測定方法	環境基準値 (mg/L)	報告下限値 (mg/L)	
健康項目	カドミウム	JIS K 0102 55.1 備考1	溶媒抽出フルム原子吸光法	0.01 以下	0.001
		JIS K 0102 55.2	電気加熱原子吸光法		
		JIS K 0102 55.3	ICP発光分光分析法		
		JIS K 0102 55.4	ICP質量分析法		
	全シアン	JIS K 0102 38.1.2及び38.2	ヒ°リジ°ン°ピ°ラ°°ロ°吸°光°光°度°法	検出されないこと	0.1
		JIS K 0102 38.1.2及び38.3	4°セ°リ°ジ°ン°カ°ル°ボ°ン°酸°ヒ°ラ°°ロ°吸°光°光°度°法		
	鉛	JIS K 0102 54.1 備考1	溶媒抽出フルム原子吸光法	0.01 以下	0.005
		JIS K 0102 54.2	電気加熱原子吸光法		
		JIS K 0102 54.3	ICP発光分光分析法		
		JIS K 0102 54.4	ICP質量分析法		
	六価クロム	JIS K 0102 65.2.1	ジ°フェ°ニ°カ°ル°ハ°ジ°ド°吸°光°光°度°法	0.05 以下	0.02
		JIS K 0102 65.2.3	電気加熱原子吸光法		
		JIS K 0102 65.2.4	ICP発光分光分析法		
		JIS K 0102 65.2.5	ICP質量分析法		
	砒素	JIS K 0102 61.2	水素化合物発生原子吸光法	0.01 以下	0.005
		JIS K 0102 61.3	水素化合物発生ICP発光分光分析法		
		JIS K 0102 61.4	ICP質量分析法		
	総水銀	昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号付表(以下「付表」)1	還元気化原子吸光法	0.0005 以下	0.0005
	アルキル水銀	付表2	溶媒抽出ガ°スクロマト°グラフ法	検出されないこと	0.0005
	P C B	付表3	溶媒抽出ガ°スクロマト°グラフ法	検出されないこと	0.0005
	ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1	ハ°°ジ°°トラ°°プ°°ガ°°スクロマト°°グラフ質量分析法	0.02 以下	0.002
		JIS K 0125 5.2	ヘッド°ス°°ス°°ガ°°スクロマト°°グラフ質量分析法		
		JIS K 0125 5.3.2	ハ°°ジ°°トラ°°プ°°ガ°°スクロマト°°グラフ法(FID)		
	四塩化炭素	JIS K 0125 5.1	ハ°°ジ°°トラ°°プ°°ガ°°スクロマト°°グラフ質量分析法	0.002 以下	0.0002
		JIS K 0125 5.2	ヘッド°ス°°ス°°ガ°°スクロマト°°グラフ質量分析法		
		JIS K 0125 5.3.1	ハ°°ジ°°トラ°°プ°°ガ°°スクロマト°°グラフ法(ECD)		
		JIS K 0125 5.4.1	ヘッド°ス°°ス°°ガ°°スクロマト°°グラフ法(ECD)		
		JIS K 0125 5.5	溶媒抽出ガ°スクロマト°グラフ法(ECD)		
	1,2-ジ°クロロエタン	JIS K 0125 5.1	ハ°°ジ°°トラ°°プ°°ガ°°スクロマト°°グラフ質量分析法	0.004 以下	0.0004
		JIS K 0125 5.2	ヘッド°ス°°ス°°ガ°°スクロマト°°グラフ質量分析法		
		JIS K 0125 5.3.1	ハ°°ジ°°トラ°°プ°°ガ°°スクロマト°°グラフ法(ECD)		
		JIS K 0125 5.3.2	ハ°°ジ°°トラ°°プ°°ガ°°スクロマト°°グラフ法(FID)		
1,1-ジ°クロロエチレン	JIS K 0125 5.1	ハ°°ジ°°トラ°°プ°°ガ°°スクロマト°°グラフ質量分析法	0.1 以下	0.002	
	JIS K 0125 5.2	ヘッド°ス°°ス°°ガ°°スクロマト°°グラフ質量分析法			
	JIS K 0125 5.3.2	ハ°°ジ°°トラ°°プ°°ガ°°スクロマト°°グラフ法(FID)			
ジ°ス°°1,2-ジ°クロロエチレン	同上	同上	0.04 以下	0.004	
1,1,1-トリ°クロロエタン	JIS K 0125 5.1	ハ°°ジ°°トラ°°プ°°ガ°°スクロマト°°グラフ質量分析法	1 以下	0.0005	
	JIS K 0125 5.2	ヘッド°ス°°ス°°ガ°°スクロマト°°グラフ質量分析法			
	JIS K 0125 5.3.1	ハ°°ジ°°トラ°°プ°°ガ°°スクロマト°°グラフ法(ECD)			
	JIS K 0125 5.4.1	ヘッド°ス°°ス°°ガ°°スクロマト°°グラフ法(ECD)			
	JIS K 0125 5.5	溶媒抽出ガ°スクロマト°グラフ法(ECD)			
1,1,2-トリ°クロロエタン	同上	同上	0.006 以下	0.0006	
トリ°クロロエチレン	同上	同上	0.03 以下	0.002	
テ°トラ°クロロエチレン	同上	同上	0.01 以下	0.0005	
1,3-ジ°クロロ°ロ°ン°	JIS K 0125 5.1	ハ°°ジ°°トラ°°プ°°ガ°°スクロマト°°グラフ質量分析法	0.002 以下	0.0002	
	JIS K 0125 5.2	ヘッド°ス°°ス°°ガ°°スクロマト°°グラフ質量分析法			
	〃 5.3.1	ハ°°ジ°°トラ°°プ°°ガ°°スクロマト°°グラフ法(ECD)			
チ°ウ°ラム	付表4	高速液体クロマト°グラフ法	0.006 以下	0.0006	
シ°マ°ジ°ン°	付表5の第1	溶媒抽出・固相抽出ガ°スクロマト°グラフ質量分析法	0.003 以下	0.0003	
	付表5の第2	溶媒抽出・固相抽出ガ°スクロマト°グラフ法(FTD)(ECD)			
チ°オ°ベン°カ°ル°ブ°	同上	同上	0.02 以下	0.002	
ベンゼン	JIS K 0125 5.1	ハ°°ジ°°トラ°°プ°°ガ°°スクロマト°°グラフ質量分析法	0.01 以下	0.001	
	JIS K 0125 5.2	ヘッド°ス°°ス°°ガ°°スクロマト°°グラフ質量分析法			
	JIS K 0125 5.3.2	ハ°°ジ°°トラ°°プ°°ガ°°スクロマト°°グラフ法(FID)			
セ°レ°ン°	JIS K 0102 67.2	水素化合物発生原子吸光法	0.01 以下	0.002	
	JIS K 0102 67.3	水素化合物発生ICP発光分光分析法			
	JIS K 0102 67.4	ICP質量分析法			
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	特殊項目欄 参照	特殊項目欄 参照	10 以下	0.08	
ふ°っ°素°	JIS K 0102 34.1	フ°ク°ル°°アリ°ザ°°リ°コ°ン°ブ°°レ°キ°ン°吸°光°光°度°法	0.8 以下	0.08	
	JIS K 0102 34.1c)	イ°ソ°ク°ロ°マト°°グラフ法			
ほ°う°素°	JIS K 0102 47.1	メ°ル°ン°ブ°°ル°°吸°光°光°度°法	1 以下	0.02	
	JIS K 0102 47.3	ICP発光分光分析法			
	JIS K 0102 47.4	ICP質量分析法			
1,4-ジオキサソ	付表7	活性炭抽出ガ°スクロマト°グラフ質量分析法	0.05 以下	0.005	

区分	測定項目	測定方法	報告下限値 (mg/L)		
生活環境項目	水素イオン濃度	JIS K 0102 12.1	ガラス電極法	別表1-4参照	—
	溶存酸素量	JIS K 0102 32.1	よう素滴定法	別表1-4参照	0.5
		JIS K 0102 32.2	ミラー変法		
		JIS K 0102 32.3	隔膜電極法		
	生物化学的酸素要求量	JIS K 0102 21		別表1-4参照	0.5
	化学的酸素要求量	(河川) JIS K 0102 17	100℃における過マンガノ酸カリウムによる酸素消費量	別表1-4参照	0.5
		(海域) JIS K 0102 17	100℃における過マンガノ酸カリウムによる酸素消費量		
	浮遊物質質量	付表8		別表1-4参照	1
	大腸菌群数	環境庁告示 別表2の1 備考4	最確数法	別表1-4参照	1.8×10 <sup>6</sup> MPN
	カマハキ抽出物質	付表10		別表1-4参照	0.5
全窒素	(河川) JIS K 0102 45.2	ペルマンニウム二硫酸カリウム分解(アルカリ性)-紫外吸光度法	別表1-4参照	0.05	
	(河川) JIS K 0102 45.3	硫酸ピロラジニウム還元-ナフチルフェニルアミン吸光度法			
	(河川) JIS K 0102 45.4	銅・ホドミルカリウム還元-ナフチルフェニルアミン吸光度法			
(海域) JIS K 0102 45.4	銅・ホドミルカリウム還元-ナフチルフェニルアミン吸光度法				
全りん	JIS K 0102 46.3	ペルマンニウム二硫酸カリウム分解-モリブデン青吸光度法	別表1-4参照	0.003	
全亜鉛	環境庁告示 別表2の1(1)のイ及び2のウ	鉛-樹脂イオン交換(付表9,必要に応じて実施)	別表1-4参照	0.001	
	JIS K 0102 53.1	溶媒抽出ル-ム原子吸光度法			
	JIS K 0102 53.2	電気加熱原子吸光度法			
	JIS K 0102 53.3	ICP発光分光分析法			
JIS K 0102 53.4	ICP質量分析法				
特殊項目	フェノール類	JIS K 0102 28.1	4-アミノピロリ吸光度法		0.005
	銅	JIS K 0102 52.2	溶媒抽出ル-ム原子吸光度法	0.005	
		JIS K 0102 52.3	電気加熱原子吸光度法		
		JIS K 0102 52.4	ICP発光分光分析法		
		JIS K 0102 52.5	ICP質量分析法		
	溶解性鉄	JIS K 0102 57.2	ル-ム原子吸光度法	0.08	
		JIS K 0102 57.3	電気加熱原子吸光度法		
		JIS K 0102 57.4	ICP発光分光分析法		
	溶解性マンガン	JIS K 0102 56.2	ル-ム原子吸光度法	0.01	
		JIS K 0102 56.3	電気加熱原子吸光度法		
		JIS K 0102 56.4	ICP発光分光分析法		
		JIS K 0102 56.5	ICP質量分析法		
	全クロム	JIS K 0102 65.1.1	ジフェニルピロリ吸光度法	0.03	
		JIS K 0102 65.1.3	電気加熱原子吸光度法		
		JIS K 0102 65.1.4	ICP発光分光分析法		
		JIS K 0102 65.1.5	ICP質量分析法		
	陰イオン界面活性剤	JIS K 0102 30.1.1	メチルブルー吸光度法		0.01
	硝酸性窒素	JIS K 0102 43.2.1	還元蒸留-インドフェノール青吸光度法	0.04	
		JIS K 0102 43.2.3	銅・ホドミルカリウム還元-ナフチルフェニルアミン吸光度法		
JIS K 0102 43.2.5	イソクロマトグラフ法				
亜硝酸性窒素	JIS K 0102 43.1.1	ナフチルフェニルアミン吸光度法	0.04		
	JIS K 0102 43.1.2	イソクロマトグラフ法			
アンモニア性窒素	JIS K 0102 42.1 42.2	蒸留-インドフェノール青吸光度法	0.04		
	JIS K 0102 42.5	イソクロマトグラフ法			
りん酸性りん	(河川) JIS K 0102 46.1.1	モリブデン青(アスコルビノ酸還元)吸光度法	0.003		
	(河川) JIS K 0102 46.1.2	モリブデン青(塩化不(II)還元)吸光度法			
	(海域) JIS K 0102 46.1.1	モリブデン青(アスコルビノ酸還元)吸光度法			
プランクトン数	気象庁刊 海洋観測指針6.2			—	
クロロフィルa	海洋観測指針6.3			0.1 μg/L	
懸濁物質の強熱減量	JIS K 0102 14			—	
濁度	JIS K 0101 9.4	積分球濁度		0.2 度	
特定項目	トリクロム生成能			0.0004	
	(クロロム生成能)			0.0001	
	(ジクロロム生成能)	平成7年6月16日環境庁告示第30号別表			0.0001
	(クロロジブ生成能)				0.0001
	(ブ生成能)				0.0001

区分	測定項目	測定方法	指針値 (mg/L)	報告下限値 (mg/L)	
要監視項目	クロロホルム	JIS K 0125 5.1	ハージ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法	0.06	0.006
		JIS K 0125 5.2	ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法		
		JIS K 0125 5.3.1	ハージ・トラップ-ガスクロマトグラフ法(ECD)		
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	同 上	同 上	0.04	0.004
	1,2-ジクロロプロパン	同 上	同 上	0.06	0.006
	p-ジクロロベンゼン	同 上	同 上	0.2	0.03
	イソキサチオン	平成5年4月28日付け環境庁通知第121号付表(以下「通知付表」)2の第1通知付表2の第2	溶媒抽出・固相抽出ガスクロマトグラフ質量分析法	0.008	0.0008
	ダイアジノン	同 上	同 上	0.005	0.0005
	フェニトロチオン	同 上	同 上	0.003	0.0003
	イソプロチオラン	同 上	同 上	0.04	0.004
	オキシシン銅	通知付表3	高速液体クロマトグラフ法	0.04	0.004
	クロロタロニル	通知付表2の第1	溶媒抽出・固相抽出ガスクロマトグラフ質量分析法	0.05	0.004
		通知付表2の第2	溶媒抽出・固相抽出ガスクロマトグラフ法		
プロピザミド	同 上	同 上	0.008	0.0008	
E P N	同 上	同 上	0.006	0.0006	

区分	測定項目	測定方法	指針値 (mg/L)	報告下限値 (mg/L)	
要 監 視 項 目	ジクロロボス	同 上	同 上	0.008	0.0008
	フェノバルブ	同 上	同 上	0.03	0.002
	イプロベンホス	同 上	同 上	0.008	0.0008
	クロロニトロフェン	同 上	同 上	—	0.0001
	トルエン	JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.2	ハージ・トラップ・ガス chromatography 質量分析法 ヘッドスペース・ガス chromatography 質量分析法 ハージ・トラップ・ガス chromatography 法(FID)	0.6	0.06
	キシレン	同 上	同 上	0.4	0.04
	7-カドニル	通知付表4の第1 通知付表4の第2	ガス chromatography 質量分析法 ガス chromatography 法	0.06	0.006
	ニッケル	JIS K 0102 59.3 通知付表5 通知付表7	ICP発光分光分析法 ICP質量分析法 電気加熱原子吸光法	—	0.001
	モリブデン	JIS K 0102 68.2 通知付表5 通知付表7	ICP発光分光分析法 ICP質量分析法 電気加熱原子吸光法	0.07	0.007
	アンチモン	平成16年3月31日付け環境省通知付表 (以下「平成16年省通知付表」)5の第1 平成16年省通知付表5の第2 平成16年省通知付表5の第3	水素化物発生ICP発光分光分析法 水素化物発生原子吸光法 ICP質量分析法	0.02	0.0002
	塩化ビニルモノマー	平成16年省通知付表1	ハージ・トラップ・ガス chromatography 質量分析法	0.002	0.0002
	エピクロロヒドリン	平成16年省通知付表2	ハージ・トラップ・ガス chromatography 質量分析法	0.0004	0.00003
	全マンガン	JIS K 0102 56.2 JIS K 0102 56.3 JIS K 0102 56.4 JIS K 0102 56.5	ルム原子吸光法 電気加熱原子吸光法 ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	0.2	0.02
	ウラン	平成16年省通知付表4の第1 平成16年省通知付表4の第2	セルト樹脂イオン交換-ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	0.002	0.0002
	フェノール	平成15年11月5日付け環境省通知付表	溶媒抽出・固相抽出ガス chromatography 質量分析法	別表1-4参照	0.001
	ホルムアルデヒド	平成15年11月5日付け環境省通知付表	誘導体化-ガスクロマトグラフ質量分析法	別表1-4参照	0.003
	そ の 他	気温	JIS K 0102 7.1	—	—
		水温	JIS K 0102 7.2	—	—
色相		JIS K 0102 8	—	—	
臭気		JIS K 0102 10.1	—	—	
透視度		JIS K 0102 9	—	—	
塩素イオン		JIS K 0102 35.1 JIS K 0102 35.3	硝酸銀滴定法 イオン chromatography 法	—	10
塩分		海洋観測指針5.3	サリノメータを用いた測定	—	—
電気伝導率		JIS K 0102 13	—	—	1mS/m

(底 質)

区分	測定項目	測定方法	報告下限値 (mg/kg)	
健 康 項 目	カドミウム	昭和63年環水管第127号 底質調査方法 (以下「底質調査方法」)	ルム原子吸光法または溶媒抽出ルム原子吸光法	0.01
	全シアン	底質調査方法	4-ピリリジンカルボン酸ピラゾロンまたはピリリジンピラゾロン吸光度法	0.1
	鉛	底質調査方法	ルム原子吸光法または溶媒抽出ルム原子吸光法	0.1
	砒素	底質調査方法	ジエチルチオカルバミン酸銀吸光度法または水素化物発生原子吸光法	0.1
	総水銀	底質調査方法	還元気化原子吸光法	0.01
	アルキル水銀	底質調査方法	溶媒抽出ガス chromatography 法(ECD)	0.01
	P C B	底質調査方法	溶媒抽出ガス chromatography 法(ECD)	0.01
一 般 項 目	水素イオン濃度	底質調査方法	—	
	化学的酸素要求量	底質調査方法	0.5 mg/g	
	硫化物	底質調査方法	—	
	強熱減量	底質調査方法	—	
	酸化還元電位	—	酸化還元電位計を用いた測定	—
	全クロム	底質調査方法	ジフェニルピリジン吸光度法または溶媒抽出ルム原子吸光法	0.1
	カドニル抽出物質	B法: 「新編水質汚濁調査指針」5.13	—	0.5 mg/g
含水率	底質調査方法	—	—	

備 考

- 有効数字を2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。pHについては、小数点第2位を四捨五入し、小数点以下1位までとする。
- 報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。
- 硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和を求めた後に、上記の1及び2の桁数処理を行う。  
ただし、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の測定値の何れか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。
- 平均値の計算に当たっては、有効数字を2桁までとし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は四捨五入して報告下限値の桁までとする。
- 報告下限値未満の数値については、報告下限値の数値として取扱い、平均値を計算する。

環境基準値および評価方法

〔 昭和46年12月28日環告第59号  
平成13年 5月31日環水企第92号 〕

(1) 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項目	基準値	対象水域	項目	基準値	対象水域
カドミウム	0.01mg/L以下	全 公 共 用 水 域	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	全 公 共 用 水 域
全シアン	検出されないこと		トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	
鉛	0.01mg/L以下		テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	
六価クロム	0.05mg/L以下		1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	
砒素	0.01mg/L以下		チウラム	0.006mg/L以下	
総水銀	0.0005mg/L以下		シマジン	0.003mg/L以下	
アルキル水銀	検出されないこと		チオベンカルブ	0.02mg/L以下	
PCB	検出されないこと		ベンゼン	0.01mg/L以下	
ジクロロメタン	0.02mg/L以下		セレン	0.01mg/L以下	
四塩化炭素	0.002mg/L以下		硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下		ふっ素	0.8mg/L以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下		ほう素	1mg/L以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下		1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下				

評価方法 1 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。また、アルキル水銀及びPCBについては「検出されないこと」をもって基準値とされているので、同一測定地点における年間の全ての検体の測定値が不検出であることをもって基準達成と判断する。さらに、総水銀に係る評価方法は評価方法2のとおり。  
 2 総水銀に係る基準値について年間平均値として達成、維持することは、同一測定点における年間の総検体の測定値の中に「定量限界値未満(以下「ND」という。)」が含まれていない場合には、総検体の測定値が全て0.0005mg/Lであることをいい、NDが含まれている場合には、測定値が0.0005mg/Lを超える検体数が総検体数の37%未満であることをいうものとする。  
 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。  
 (注) 1 「検出されないこと」とは、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

ア 河川(湖沼を除く)

①

類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認め られないこと	2mg/L 以上	—

評価方法 1 基準値は、日間平均値とする。  
 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。  
 3 類型指定された水域におけるBODの環境基準達成状況の年間評価については、当該水域の環境基準点において、日間平均値の75%値が当該水域があてはめられた類型の環境基準に適している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。複数の環境基準点をもつ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 // 2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 // 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 // 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 // 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用  
 4 工業用水1級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの  
 // 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 // 3級：特殊の浄水操作を行うもの  
 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

②

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
		全亜鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	
生物特B	生物A、又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	

評価方法 1 基準値は、年間平均値とする。

## イ 海域

①

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質(油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下	検出されないこと
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

評価方法 1 基準値は、日間平均値とする。

2 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。

3 類型指定された水域におけるCODの環境基準達成状況の年間評価については、当該水域の環境基準点において、日間平均値の75%値が当該水域があてはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。複数の環境基準点をもつ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。また、この場合の日間平均値については、2層以上で採取する場合は、各層の値を平均した全層の値を採用する。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
// 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

②

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09mg/L以下

評価方法 1 基準値は、年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

3 類型指定された水域における全窒素及び全燐の環境基準達成状況の年間評価は、当該水域の環境基準点において、表層の年間平均値が当該水域があてはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。複数の環境基準点をもつ水域については、当該水域内の各環境基準点における表層の年間平均値を、当該水域内のすべての基準点について平均した値が環境基準に適合している場合に当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
// 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
// 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

③

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下

評価方法 1 基準値は、年間平均値とする。

## (3) 要監視項目及び指針値

①

項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下
イソキサチオン	0.008mg/L以下
ダイアジノン	0.005mg/L以下
フェニトロチオン	0.003mg/L以下
イソプロチオラン	0.04mg/L以下
オキシ銅	0.04mg/L以下
クロタロニル	0.05mg/L以下
プロピザミド	0.008mg/L以下
EPN	0.006mg/L以下
ジクロロボス	0.008mg/L以下

項目	指針値
フェノカルブ	0.03mg/L以下
イプロベンホス	0.008mg/L以下
クロロニトロフェン	—
トルエン	0.6mg/L以下
キシレン	0.4mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07mg/L以下
アンチモン	0.02mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下
全マンガン	0.2mg/L以下
ウラン	0.002mg/L以下

②

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物A	0.7mg/L以下
		生物特A	0.006mg/L以下
		生物B	3mg/L以下
		生物特B	3mg/L以下
	海域	生物A	0.8mg/L以下
		生物特A	0.8mg/L以下
フェノール	河川及び湖沼	生物A	0.05mg/L以下
		生物特A	0.01mg/L以下
		生物B	0.08mg/L以下
		生物特B	0.01mg/L以下
	海域	生物A	2mg/L以下
		生物特A	0.2mg/L以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物A	1mg/L以下
		生物特A	1mg/L以下
		生物B	1mg/L以下
		生物特B	1mg/L以下
	海域	生物A	0.3mg/L以下
		生物特A	0.03mg/L以下

別表1-5 環境基準の水域類型指定一覧表

(平成22年2月12日現在)

(1) 河川

① BOD等に係る類型

区分	河川水域名	範囲	類型及び達成期間	指定年月日(最終改定年月日)
淀川水域	淀川下流(1)	宇治川合流点から長柄堰まで	Bハ	昭和45年9月1日
	淀川下流(2)	長柄堰より下流	Cイ	昭和45年9月1日 (平成15年3月27日)
	船橋川	全域	Bハ	昭和50年10月8日
	穂谷川	全域	Bハ	
	檜尾川	全域	Bイ	昭和50年10月8日 (平成21年6月30日)
	天野川	奈良県界より下流	Bハ	昭和50年10月8日
	芥川(1)	京都府界から塚脇橋まで	Aイ	
	芥川(2)	塚脇橋より下流	Aイ	昭和50年10月8日 (平成15年5月16日)
	水無瀬川	全域	Aイ	平成4年2月26日
	神崎川水域	神崎川	安威川、猪名川を除く神崎川	Bロ
安威川上流		茨木市取水口より上流	Aイ	昭和45年9月1日 (平成21年6月30日)
安威川下流(1)		茨木市取水口から戸伏まで	Aイ	
安威川下流(2)		戸伏から大正川合流点まで	Aイ	
安威川下流(3)		大正川合流点より下流	Bロ	
佐保川及び茨木川		全域	Aイ	平成4年2月26日 (平成21年6月30日)
大正川		全域	Aイ	
勝尾寺川		全域	Aロ	
猪名川上流		箕面川合流点より上流	Aイ	昭和45年9月1日 (平成21年3月31日)
猪名川下流(2)		藻川分岐点から藻川合流点まで	Dイ	昭和45年9月1日 (平成13年3月30日)
箕面川(1)		箕面市取水口より上流	Aイ	昭和50年10月8日
箕面川(2)		箕面市取水口から兵庫県界まで	Aイ	昭和50年10月8日 (平成14年6月18日)
余野川		全域	Aイ	
千里川		全域	Aイ	
田尻川		兵庫県界より上流	Aイ	
一庫・大路次川		京都府界から兵庫県界まで	Aイ	平成15年5月16日
山辺川	全域	Aイ		
寝屋川水域	寝屋川(1)	住道大橋より上流	Cイ	昭和45年9月1日 (平成21年6月30日)
	寝屋川(2)	住道大橋より下流	Dロ	
	恩智川	全域	Dイ	平成4年2月26日 (平成21年6月30日)
	古川	全域	Dロ	
	第二寝屋川	全域	Dイ	昭和50年10月8日 (平成21年6月30日)
	平野川分水路	全域	Dイ	平成4年2月26日 (平成15年5月16日)
平野川	全域	Dイ	昭和50年10月8日 (平成21年6月30日)	
大阪市内河川水域	大川	大川全域及び城北川全域	Bイ	昭和45年9月1日 (平成15年5月16日)
	堂島川	全域	Bイ	
	土佐堀川	全域	Cイ	昭和45年9月1日 (平成21年6月30日)
	道頓堀川	全域	Bイ	
	正蓮寺川	全域	Bイ	昭和45年9月1日 (平成15年5月16日)
	六軒家川	全域	Bイ	
	安治川	全域	Bイ	昭和45年9月1日 (平成21年6月30日)
	尻無川	全域	Bイ	
	木津川	全域	Bイ	昭和45年9月1日 (平成21年6月30日)
	木津川運河	全域	Bイ	
	住吉川	全域	Bロ	平成15年5月16日 (平成21年6月30日)
東横堀川	全域	Bイ		

区分	河川水域名	範囲	類型及び達成期間	指定年月日(最終改定年月日)
大和川水域	石川	全域	Bイ	昭和45年9月1日 (平成21年6月30日)
	千早川	全域	Aイ	昭和50年10月8日 (平成15年5月16日)
	天見川	全域	Bイ	平成4年2月26日
	石見川	全域	Aイ	
	飛鳥川	全域	Cロ	平成15年5月16日
	梅川	全域	Aイ	平成15年5月16日 (平成21年6月30日)
	佐備川	全域	Cイ	平成18年6月30日
	大和川中流	桜井市初瀬取水口から浅香山まで	Cハ	
	大和川下流	浅香山から下流	Dハ	
	東除川	全域	Cロ	昭和50年10月8日 (平成21年6月30日)
	西除川(1)	狭山池流出端より上流	Bロ	
	西除川(2)	狭山池流出端より下流	Dロ	
	泉州諸河川水域	石津川	全域	Dイ
和田川		全域	Cロ	平成4年2月26日 (平成21年6月30日)
大津川上流		泉大津市高津取水口より上流	Bロ	昭和48年3月16日
大津川下流		泉大津市高津取水口より下流	Dイ	昭和48年3月16日 (平成21年6月30日)
牛滝川		全域	Bロ	昭和48年3月16日
松尾川		全域	Bハ	
榎尾川		全域	Bイ	昭和48年3月16日
父鬼川		全域	Aイ	
春木川		全域	Dイ	昭和48年3月16日 (平成21年6月30日)
津田川		全域	Eイ	
近木川上流		和谷川合流点より上流	Bイ	昭和48年3月16日 (平成21年6月30日)
近木川下流		和谷川合流点より下流	Dイ	
見出川		全域	Eイ	昭和48年3月16日 (平成21年6月30日)
佐野川		全域	Eイ	
櫻井川上流		壺田橋より上流	Bイ	昭和48年3月16日
櫻井川下流		壺田橋より下流	Eイ	昭和48年3月16日 (平成21年6月30日)
男里川		全域	Aイ	昭和48年3月16日
金熊寺川		全域	Aイ	
菟砥川		全域	Aイ	
山中川		全域	Aイ	
番川	全域	Aイ		
大川	全域	Aイ		
東川	全域	Aイ		
西川	全域	Aイ		

(注) 達成期間の分類は次のとおりとする。  
 1 「イ」は直ちに達成  
 2 「ロ」は5年以内に可及的速やかに達成  
 3 「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成



② 水生生物類型

区分	河川水域名	範囲	類型及び達成期間	指定年月日 (最終改定年月日)
淀川水域	淀川	全域	生物Bイ	平成21年11月30日
	船橋川	全域	生物Bイ	
	穂谷川	全域	生物Bイ	
	檜尾川	全域	生物Bイ	
	天野川	奈良県界より下流	生物Bイ	
	芥川(1)	京都府界から塚脇橋まで	生物Aイ	
	芥川(2)	塚脇橋より下流	生物Bイ	
水無瀬川	全域	生物Aイ	平成21年6月30日	
神崎川水域	神崎川	安威川、猪名川を除く神崎川	生物Bイ	平成21年11月30日
	安威川上流	茨木市取水口より上流	生物Aイ	
	安威川下流(1)	茨木市取水口から戸伏まで	生物Bイ	
	安威川下流(2)	戸伏から大正川合流点まで	生物Bイ	
	安威川下流(3)	大正川合流点より下流	生物Bイ	
	佐保川及び茨木川	全域	生物Bイ	
	大正川	全域	生物Bイ	
	勝尾寺川	全域	生物Bイ	
	猪名川(2)	ゴルフ橋より下流	生物Bイ	
	箕面川(1)	箕面市取水口より上流	生物Aイ	
	箕面川(2)	箕面市取水口から兵庫県界まで	生物Bイ	
	余野川	全域	生物Aイ	
	千里川	全域	生物Bイ	
田尻川	兵庫県界より上流	生物Aイ		
一庫・大路次川	京都府界から兵庫県界まで	生物Aイ		
山辺川	全域	生物Aイ	平成21年6月30日	
寝屋川水域	寝屋川(1)	住道大橋より上流	生物Bロ	平成21年6月30日

区分	河川水域名	範囲	類型及び達成期間	指定年月日 (最終改定年月日)		
大阪市内河川水域	大川	大川全域及び城北川全域	生物Bイ	平成21年6月30日		
	堂島川	全域	生物Bイ			
	土佐堀川	全域	生物Bイ			
	道頓堀川	全域	生物Bイ			
	正蓮寺川	全域	生物Bイ			
	六軒家川	全域	生物Bイ			
	安治川	全域	生物Bイ			
	尻無川	全域	生物Bイ			
	木津川	全域	生物Bイ			
	木津川運河	全域	生物Bイ			
	住吉川	全域	生物Bイ			
	東横堀川	全域	生物Bイ			
	大和川水域	石川	全域		生物Bイ	平成21年6月30日
		千早川	全域		生物Bイ	
		天見川	全域		生物Bイ	
石見川		全域	生物Aイ			
飛鳥川		全域	生物Bイ			
梅川		全域	生物Bイ			
佐備川		全域	生物Bイ			
大和川		全域	生物Bイ			
東除川		全域	生物Bロ			
西除川(1)		狭山池流出端より上流	生物Bイ			
泉州諸河川水域	和田川	全域	生物Bイ	平成21年6月30日		
	大津川上流	泉大津市高津取水口より上流	生物Bイ			
	牛滝川	全域	生物Bイ			
	松尾川	全域	生物Bイ			
	横尾川	全域	生物Bイ			
	父鬼川	全域	生物Bイ			
	近木川上流	和谷川合流点より上流	生物Bイ			
	櫻井川上流	兔田橋より上流	生物Bイ			
	男里川	全域	生物Bロ			
	金熊寺川	全域	生物Bイ			
	菟砥川	全域	生物Bイ			
	山中川	全域	生物Bイ			
	番川	全域	生物Bイ			
	大川	全域	生物Bイ			
	東川	全域	生物Bイ			
西川	全域	生物Bイ				

(注) 達成期間の分類は次のとおりとする。

- 「イ」は直ちに達成
- 「ロ」は5年以内に可及的速やかに達成
- 「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成

(2) 海域

水域名	範囲	類型及び達成期間	指定年月日 (最終改定年月日)
大阪湾(1)	図1-3 参照	海域Cイ	昭和46年12月28日 (平成14年3月29日)
大阪湾(2)		海域Bロ	
大阪湾(3)		海域Aハ	
大阪湾(4)		海域Aロ	
大阪湾(5)		海域Aイ	
尾崎港		海域Cイ	昭和46年12月28日
淡輪港		海域Cイ	
深日港		海域Cイ	

水域名	範囲	類型及び達成期間	指定年月日 (最終改定年月日)
大阪湾(イ)	図1-3 参照	海域IVイ	平成7年2月28日 (平成17年6月3日)
大阪湾(ロ)		海域IIIイ	
大阪湾(ハ)		海域IIイ	

(注) 達成期間の分類は次のとおりとする。

- 「イ」は直ちに達成
- 「ロ」は5年以内に可及的速やかに達成
- 「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成

